



学校が元気に! 地域が元気に! コミュニテイ・スクール

(学校運営協議会制度)

~地域とともにある学校づくりをめざして~



安心して意欲的に学べる学校づくり会議







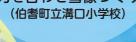


地域ラジオ体操 (伯耆町立岸本小学校)



玉川清掃

(倉吉市立成徳小学校)







品評会にむけた選別作業 (伯耆町立二部小学校)

鳥取県教育委員会事務局小中学校課

「子どもたちは地域の宝・地域の未来」

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える問題は複雑化、多様化しており、学校と 地域の連携・協働の重要性が指摘されています。子どもや学校が抱える課題の解決 や未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総がかりによる教育の実現 が不可欠です。



鳥取県教育委員会は、本県の強みの一つである「顔の見えるネットワーク」で絆を深め、学校や子どもたち、家庭・地域社会が抱える課題を地域ぐるみで解決し、子どもたちの健やかな成長と輝く未来の創造に向けて、「社会に開かれた教育課程」の実現を図るため、地域の力を学校運営に生かすコミュニティ・スクールの推進に取り組んでいます。すでに、62校(H30.4現在)で導入されており、「学校運営協議会」を設置することにより、子どもを地域で育てようという意識が高まり、地域との協働活動が盛んになるとともに、学力向上・生徒指導の課題解決等においても成果が現れたと報告が上がっています。

このパンフレットには、「地域とともにある学校づくり」をめざした「学校」と「地域」の連携・協働の在り方やコミュニティ・スクールの仕組み等を掲載しています。このパンフレットを学校や地域の特色、実情に応じた取組の参考にしていただき、子どもたちは「地域の宝、地域の未来」「地域の子どもは地域で育てる」という思いを共有し、学校・家庭・地域が互いに連携して、地域の未来を担う子どもたちの成長を見守り、共に育てていきましょう。

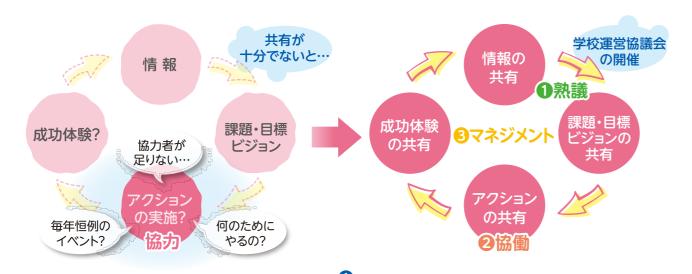
平成30年11月

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

学校と地域の人々が相互理解や信頼を深めるために

環境整備、登下校の見守り、放課後子供教室、中高生等への学習支援等の地域学校協働活動が推進され、地域と学校の連携、協働体制が構築されてきており、保護者や地域住民等、多くの関係者が学校の取組や子どもたちに直接関わる機会が増えました。だからこそ、重要になるのが、学校・家庭・地域で情報及び課題・目標・ビジョンの共有を行うことです。この共有が十分でないと一方が他方に「お願い」をし、それに対して「支援する」という、「貸し借り」のような関係になってしまうのです。

そこで、地域とともにある学校の運営においては、学校運営協議会で行う協議に加え、熟議・協働・マネジメントの3つの視点を持って、共有の好循環をつくることが重要です。



コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組みをつかい、 「地域とともにある学校づくり」を推進!!

<地域とともにある学校の運営において欠かせない3つの機能>

熟議

多くの当事者(保護者、教職員、地域住民等)による「熟慮」と「協議」を重ねながら課題解決をめざす対話のことで、活発な議論により、的確に多くの人の意見を反映することができます。 学校や子どもたちの課題を学校だけで抱え込んでしまうのではなく、保護者や地域住民等、多様な関係者とともに「一つのテーブルにつくこと」で、新しいアイデアや考え方が生まれ、今後の方針を決めていくヒントが得られます。

協働

同じ目的・目標に向かって、対等の立場で協力して共に働くことです。

保護者や地域住民が計画段階から参画し、現状や課題、目標、ビジョンの共有ができた上で、目標に向けた取組を進めていくことで「協働」の形が生まれます。

マネジメント

校長は、学校の最終意思決定者として、学校内のことや、地域・社会の動きを敏感に察知して、それに対応した組織改革を推進する責任と権限が付与されています。そのため、コミュニティ・スクールの運営の充実にあたっては、校長の強いリーダーシップが求められます。

学校運営協議会の機能を 生かし、「計画→実行→評価 熟議 →改善」のPDCAを回すこと でより効果的な地域学校協 働活動や課題解決に向けた Plan(計画) D((実行) 取組となります。 現状や課題、目標・ビジョンにつ いて、多様な学校関係者が当事者 協働 意識をもって協議し、共有する場 が学校運営協議会です。 Action(改善) Check(評価) 協働によって得られた成功体験を 熟議 さらに学校運営協議会や関係者間 で共有するために、協議会が主体と なって学校評価を行います。

2

「地域とともにある学校づくり」をめざした『空後』と『地域』の連携・協働のイメージ図

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)

学校 地域

地域学校協働活動

地域学校協働活動とは、地域と学校が目標を共有して行う



コミュニティ・スクールとは、

「学校運営協議会」を設置している学校のこと

コミュニティ・スクールの主な3つの機能

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6】

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を 述べることができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項 について、教育委員会に意見を述べることができる

協議・熟議の場

学校運営協議会では、それぞれの取組(活動) について

- ☑ 何を目的・目標にして行うのか?
- ✓ どのように行うのか?(効果的な手段は?)
- ☑ 学校の「教育課程」とどう関連付けるのか?

等を明確にすることが重要です。

→協議・熟議の必要性



「連携・協働」型の活動のこと

地域学校協働本部(活動)は3つの要素

- ☑ コーディネート機能 ☑ 多様な活動
- ☑ 継続的な活動

を充実させ、

☑ 幅広い地域住民や団体等の参画を得るため の工夫を行うこと

が重要です。

→地域学校協働活動推進員等の役割の明確化

地域学校協働活動

地域人材育成、協働学習、協働防災訓練、 協働活動 学習・部活動支援、環境整備、登下校の見守り等

放課後、土曜日、休日における学習、 放課後等の 学習支援 スポーツ活動等

社会奉仕活動体験、自然体験活動、 休騇活動

職場体験等

実質的で活発な議論を通じて学校運営協議会としての 一定の方向性を決定できる程度の人数が必要です。

想定されるメンバー(学校や地域の実情に応じて)

- ·PTA関係者·経験者 ·地域住民 ·学識経験者
- ·地域学校協働活動推進員 ·民生委員 ·保護者代表
- 当該校校長 地域連携担当

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

- 学校運営協議会の設置が努力義務に
- 学校運営に必要な支援についても協議する
- 学校運営協議会の委員に、地域学校協働活動推進員 その他対象学校の運営に資する活動を行う者を追加

社会教育法

- 地域学校協働活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、 教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を 整備する
- 「地域学校協働活動推進員」に関する規定を整備

「地域学校協働活動推進員」とは、地域住民と学校との 情報共有や助言等を行う者で、教育委員会が委嘱します。

連携

想定される対象者

- ・地域コーディネーター/統括コーディネーター
- ·PTA関係者·経験者、退職教職員
- •公民館等社会教育施設関係者



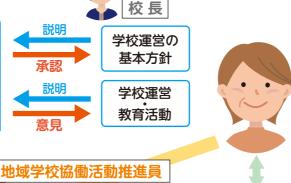
防犯:防災

いじめ・不登校

キャリア教育

学力向上

校長 学校運営の 基本方針 学校運営 教育活動



(地域コーディネータ・

- ○地域住民と学校との情報共有
- ○協議結果に関する情報提供
- ○活動を行う地域住民への指導助言

着付け体験 (伯耆町立溝口中学校)



地域学校協働活動推進員

地域学校協働本部

地域探検学習 (鳥取市立米里小学校)



菜の花プロジェクト (倉吉市立高城小学校)

意見

保護者代表

地域住民

地域連携担当

(教職員)

○校内・学校間(校区間)・教育委員会との連絡・調整

○校内教職員等のニーズの把握

○地域や保護者、関係機関との窓口など

地域住民

保護者 PTA 社会教育施設·団体

文化団体

スポーツ団体 C企業・NPO

3

4

コミュニティ・スクールを導入するまでは…

学校と地域の目標に大きなズレがあったり、その目標が共有されていない場合、お互いに「頼まれたからやる」や「この前手伝ってもらったからやる」といった受け身の姿勢になってしまうことがあります。

⇒ これでは地域にとっても学校にとっても、直接的に自分たちのメリットとならないため、 "負担感"や"やらされ感"があり、"不満"がたまる可能性があります。

コミュニティ・スクールを導入すると…



共通の目標が設定されると、お互いに前向きな姿勢で取り組むことができ、子どもたちへの教育効果も大いに期待できます。

⇒ "学校と地域が一体"となって、"役割分担"をしながら、それぞれが "主体的"に取り組むので、お互いに"達成感"を味わうことができます。

✓ コミュニティ・スクールでは、保護者・地域住民等も教育の当事者となることで、 責任感を持ち、積極的に子どもへの教育に携わることができるようになります。

- ●近所で元気がない様子の子どもがいても、なかなか声をかけることができない。
- ●近くの公園で子どもが騒いだり、ごみを散らかしたままにしたりするので、学校に苦情の電話をかける。
- ●小中一貫教育の実施方法やメリット・効果等について、保護者や地域住民に十分に伝わっていない。

- ●地域住民等が子どもたちに積極的に声をかけたり、自ら指導したりする場面が増加します。
- ●学校任せにするのではなく、地域住民等が学校と共に対応策を考えます。
- ●地域ぐるみで考え、実践することで、地域の声を生かした9年間の小中一貫教育が実現します。

✓ コミュニティ・スクールでは、保護者・地域住民等が学校運営や教育活動へ参画することで、 大人の自己有用感や生きがいにつながったり、子どもたちの学びや体験が充実したりします。

- ●自分の経験を生かして学校や子どもたちをサポートしたいが、迷惑にならないか。
- ●地域の人々の思いや考えに触れる機会がなかなか得られない。
- ●地域人材を活用した学習がどれもイベント的な取組になっている。

- ●多くの大人の専門性や地域の力を生かした学校運営や教育活動が実現します。
- ●学校が社会的なつながりを得られる場となり、地域のよりどころとなります。
- ●地域住民等の考えや地域の特性を生かすことで、学校での学びがより豊かで広がりを持ちます。

✓ コミュニティ・スクールでは、保護者・地域住民等と学校が"顔が見える"関係となり、 保護者や地域住民

保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営が実現します。

- ●価値観の多様化により、学校の運営方針や諸課題について厳しい意見が多い。
- ●保護者や地域住民から様々な要望があり、その対応に追われてしまう。

他にもこんな効果が期待されます。

- ●学校の現状や運営方針について理解が深まり、地域が学校の応援団となります。
- ●学校・家庭・地域の適切な役割分担により、教職員が子どもと向き合う時間の確保につながります。
- ●大規模災害時等、緊急な対応が必要な場面においても、学校と地域が一体となり、迅速かつ 組織的な対応ができます。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)に関するQ&A

Q. すでに学校支援活動や学校評議員として地域住民に入っていただいており、地域連携がうまく行われているが、学校運営協議会は必要ですか?

A 保護者や地域住民から意見をもらう仕組みとして「学校関係者評価」や「学校評議員制度」がありますが、それらの意見は「合議体」としての意見ではありません。また、述べられた意見を学校運営の基本方針に採り入れるかどうかは、制度上校長次第であり、地域住民等が学校運営に権限を持って参画することが明確に認

められているものではありません。学校運営協議会の 導入により、地域住民等が当事者として学校運営に参 画することを通じて、学校と地域の連携・協働体制が 組織的・継続的に確立され、「地域とともにある学校づ くり」や「課題解決に向けた取組」を効果的に進めるこ とができます。







